

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月19日	
(あて先) 宇都宮市長 佐藤 栄一	
提出者	
住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-247 OSビル6階	
氏 名 東鉄工業株式会社 埼玉支店 執行役員支店長 荒木 誠 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 048-631-3500	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東鉄工業株式会社 埼玉支店
事業場の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-247 OSビル6階
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	15,385百万円
③ 従業員数	255名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	※全て産業廃棄物処理業者に委託 汚泥 → 脱水 → 再利用 廃油 → 焼却 → 再利用 紙くず、木くず、繊維くず → 破碎・圧縮 → 再利用 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器類くず → 分別・破碎 → 再利用 がれき類、建設混合廃棄物 → 破碎 → 再利用、最終処分 石綿含有産業廃棄物 → 最終処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙1のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	別紙2のとおり t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画段階で排出量を抑えるように検討を行っている。 ・ 現場搬入時に梱包類を少なくして抑制に努めている。 			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	別紙2のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注した工事内容により種類、排出量の変動するが、これまでの取組みと同様に計画段階で不必要な排出を抑えるように検討していく。 ・ 関係者への教育を実施していく。 			
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設資材については、再資源化を促進するために分別を行っている。また、その他の廃棄物についても、現場でコンテナ等を活用して分別している。 		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施している取組みを継続していくが、混合廃棄物についても可能な限り分別化を進める。 		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	別紙2のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 産業廃棄物処理委託先については、台帳を作成して管理している。 また、新規がある場合は確認表で適正な業者であるかを確認している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	別紙2のとおり t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙2のとおり t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙2のとおり t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙2のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙2のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 委託業者の管理は、従前の取組みを実施していくが、電子マニフェスト導入業者及び優良認定処理業者への委託を積極的に推進していく。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

建設副産物取扱に関する支店方針

2023 年 4 月 1 日
東鉄工業株式会社
埼玉支店

1. 目的

当社制定の「建設副産物取扱規則」に基づき、事業活動で発生する建設副産物の抑制、再利用・再資源化及び処理について建設副産物の適正処理を推進し、自然環境の保全及び生活環境の向上に寄与することを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 建設副産物の発生を抑制、再利用、分別収集等により再資源化を促進し、資源の消費を抑制した、地球環境の保全に努めます。
- (2) 建設副産物処理に関する法律等を遵守し、環境負荷を低減した地域社会との調和に努めます。
- (3) 建設副産物を適正に処理し、環境負荷の低減と環境汚染の予防に努めます。

3. 支店方針

- (1) 各事業活動より発生する、建設副産物の適正処理及び処理状況を管理する組織を整備し、責任所在の明確化を図る。
- (2) 廃棄物関連の法律、規制及び条例などを遵守するとともに、当社で定めた「建設副産物取扱規則」及び「建設副産物取扱要領」を基に、適正処理及び管理の向上に努める。
- (3) 建設副産物再利用・処理の計画書及び実施書を作成する。
- (4) 材料等を計画的に使用することなどにより、各事業活動からの副産物発生量を抑制する。
- (5) 分別収集等の手段により、建設副産物のリサイクル及び処理量の減量化を全事業所で取り組む。
- (6) 社員及び関係者の環境に対する意識向上を図るため、教育及び広報活動などを行う。
- (7) 特別管理産業廃棄物の取り扱いにあたっては、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き適正処理する。
- (8) 平成 23 年 4 月の廃棄物処理法の改正により施工前の処理場視察、一連の処理工程追跡調査を実施する。
- (9) 電子マニフェストの使用・電子契約を推進する。

埼玉支店

2023.04.01

建設副産物管理組織図



